

## 坂井市行政改革推進協議会の設置目的と役割

### 1. 設置目的

限られた財源の中で効率的・効果的に行政運営を行なうため、平成19年3月に行政改革大綱を策定し、実施計画である「100の改革」に基づき平成23年度までの5年間の取り組みにより、58億6,900万円の財政効果が得られました。

平成24年度からは、引き続き第二次坂井市行政改革大綱に基づく119項目の新たな実施計画に組み込み、平成26年度末の時点で12億円の財政効果を達成しております。

第二次行政改革大綱は28年度をもって計画期間が終了しますが、合併特例期間の終了を控え財政状況の悪化が予測される中、更なる改革を推し進め、まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめとした重要施策に経営資源を重点的に投入できる体制を構築するため、第三次行政改革大綱の策定を行います。

大綱の策定と、大綱に基づく行政改革の推進にあたり、市民目線による検証と意見をいただくため、第六期の坂井市行政改革推進協議会を設置いたします。

○別紙資料1 坂井市行政改革推進協議会設置要綱

### 2. 行政改革の推進体制

○別紙資料2 行政改革の推進体制

### 3. 役割

(1)第二次坂井市行政改革大綱に基づく実施計画の検証と進捗管理（平成28年度）

(2)第三次坂井市行政改革大綱の策定（平成28年度）

(3)第三次坂井市行政改革大綱に基づく実施計画の検証と進捗管理（平成29年度）

○別紙資料3 行政改革推進協議会の経緯とスケジュール

○ 坂井市行政改革推進協議会設置要綱

平成18年6月23日

告示第237号

改正 平成19年3月30日告示第71号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、坂井市行政改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、坂井市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は学識経験者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、行政経営課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定めることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

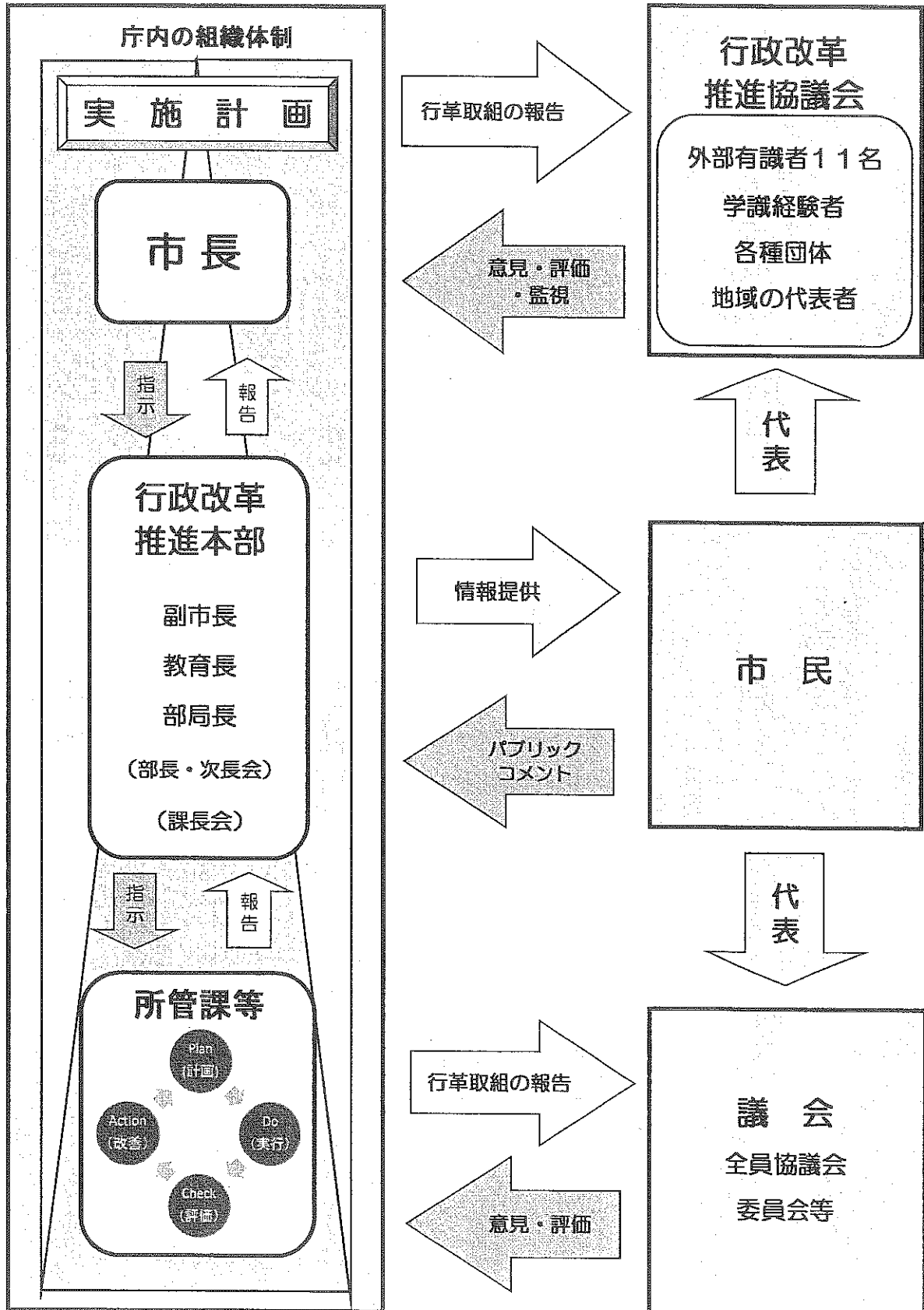
附 則（平成19年3月30日告示第71号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

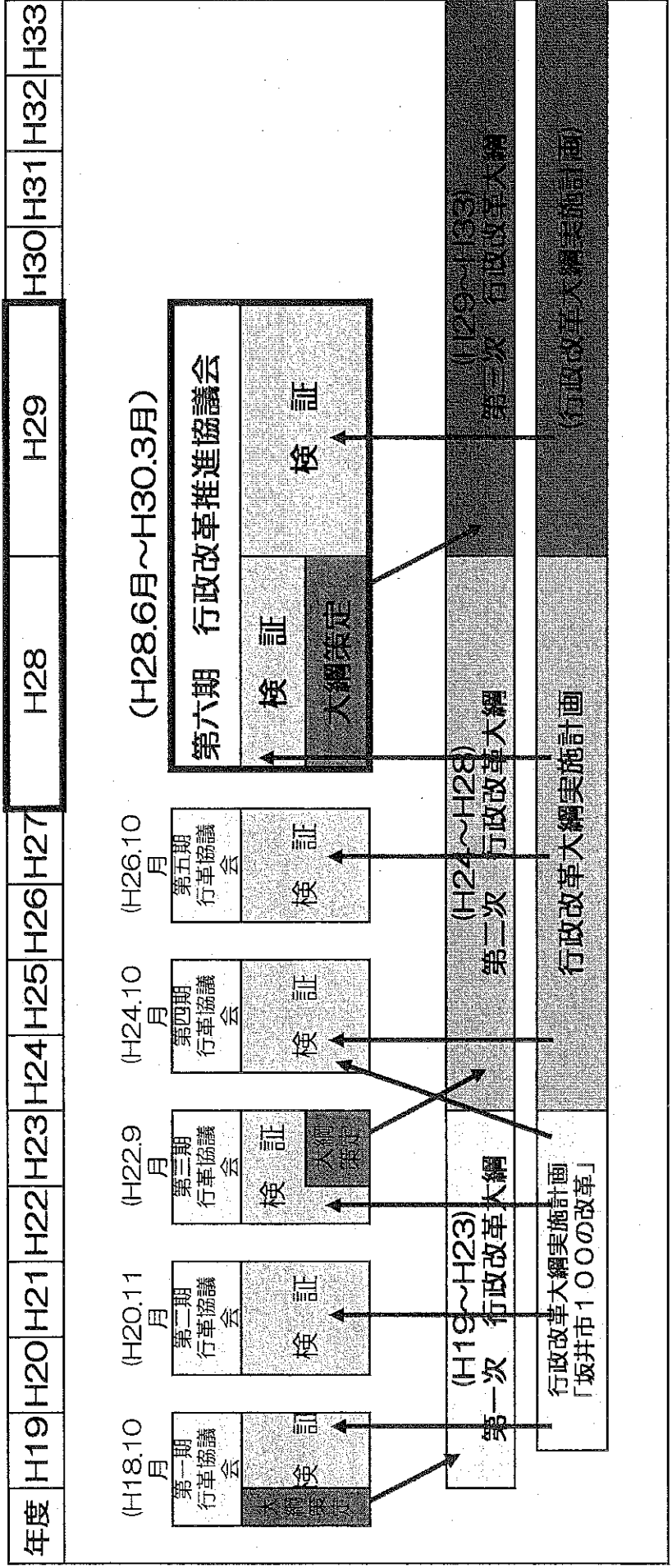
# 行政改革の推進体制

別紙資料2

## 基本理念＝坂井市行政改革大綱



行政改革推進協議会の経緯とスケジュール



- 行政改革推進協議会は今回で第六期目となります。委員の任期は平成30年3月31日までです。
- 業務内容は、第三次行政改革大綱の策定及び第二次（H28）・第三次（H29）行政改革大綱実施計画の進捗管理です。
- 会議は平成28年度は年7回程度、平成29年度は年2回程度を予定しています。

## 第六期行政改革推進協議会 会議スケジュール（案）

実施時期		内 容		
H28	6月16日	○第1回委員会（委嘱・諮問・行政改革取組状況の説明等） 職員アンケートの実施		
	7月	○第2回委員会（重点項目・基本項目に関する協議）		
	8月	○第3回委員会（大綱案全体に関する協議）		
	10月	○第4回委員会（大綱案及び提言書の最終確認）		
	11月	○第5回委員会（決算・実施計画進捗状況検証等）		実施計画の策定
	12月	議会説明		
	1月	答申 パブリックコメント		
	2月	○第6回委員会 （パブリックコメント結果説明・修正・実施計画の説明）		
3月	○第7回委員会（実施計画に関する協議） ※予算・実施計画進捗状況検証等の通常議題含む			
H29	10月	○第8回委員会（決算・実施計画進捗状況検証等）		
	3月	○第9回委員会（予算・実施計画進捗状況検証等）		